**別記第１３号様式（第１６条関係）**

本　人

保証人

印紙

200円

|  |  |
| --- | --- |
| 整理番号 |  |

**奨学金貸借契約書**

　社会福祉法人函館共愛会を甲，　　　　　を乙として，社会福祉法人函館共愛会奨学金規程（以下「規程」という。）に従い，次の通り奨学金貸借契約を締結した。

第１条　甲は，乙の奨学金として，以下の金額を契約期間に貸与する。

　　　　貸 与 金 額　 月額２０，０００円

　　　　貸与契約期間　　令和　　年４月～令和　　年３月

第２条　甲は乙に貸与契約期間中，６月(4～6月分) ，９月(7～9月分)， １２月(10～12月分)， ３月(1～3月分)の２５日（当日が金融機関休業日にあたるときは，前営業日）に３ヶ月分の奨学金を貸与し，乙は勉学に励まなければならない。

第３条　乙は学校卒業の翌月から甲が経営する老人福祉施設に介護職員として勤務したときは，下記により奨学金を返済しなければならない。その場合，甲は乙に返済額と同額を給与に加算して支給する。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 勤務期間 | 期　　　間 | 月返済額 | 年返済額 | 割合 |
| １年目 | 令和　　年４月～令和　　年３月 | 8,000円 | 96,000円 | ２０％ |
| ２年目 | 令和　　年４月～令和　　年３月 | 12,000円 | 144,000円 | ３０％ |
| ３年目 | 令和　　年４月～令和　　年３月 |  20,000円 | 240,000円 | ５０％ |

２　規程第２０条第３項及び第２１条に該当するときは，規程に基づき貸与した奨学金を速やかに返済しなければならない。

第４条　本契約書に記載のない事項は規程による。本契約または規程に関わる疑義が生じた場合は，甲の理事長の決裁を受け，甲・乙双方が誠意をもって協議する。

第５条　連帯保証人は，貸与された奨学金を甲が返済しないときは，本人に代わって返済する。

　この契約の成立を証するため本証書３通を作成し，各自署名捺印して１通を所持する。

　令和　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　甲　住所　函館市中島町７番１５号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　貸主　社会福祉法人函館共愛会

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　理事長　近　江　茂　樹

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　乙　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　借主

　　　　　　　　　　　　　　　（連帯保証人）住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名

（注）連帯保証人は，印鑑登録された印鑑を押印ください。